

平成29年3月14日

ガス小売事業を営もうとする者の登録について

経済産業大臣から、近畿エア・ウォーター株式会社（法人番号6120001142204）によるガス小売事業を営もうとする者の登録申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法第47号）第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）第177条の規定の例により行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」（平成28年7月29日付け20160719資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該ガス小売事業を営もうとする者について、審査基準（2）に該当する事実は認められませんでしたので、別紙のとおり経済産業大臣に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20170306近畿第47号
平成29年 3月14日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業を営もうとする者の登録について (回答)

平成29年3月6日付け20170222近畿第29号により貴職から当委員会に意見を求められたガス小売事業を営もうとする者について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、別添のガス小売事業を営もうとする者については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」(平成28年7月29日付け20160719資第8号)(2)に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、以下の1.の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

1. 申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。
2. 平成29年4月1日より前に、小売供給を受けようとする者と小売供給に関する契約の締結をしようとするときは、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)第5条の規定による改正後のガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)第14条の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行うこと。また、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者がある場合にあっては、当該者に、法第14条の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行わせること。

さらに、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給を受けようとする者からの苦情及び問合せについては、平成29年4月1日より前においても、適切かつ迅速にこれを処理すること。

3. 当該登録に付された条件の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告又は資料の提出を求められた場合には、平成29年4月1日より前においても、遅滞なく対応すること。

(別添)

(ガス小売事業を営もうとする者)

・近畿エア・ウォーター株式会社

法人番号6120001142204